

平成19年(ワ)第3805号

損害賠償請求事件

原告 大正健二

被告 山下恒生 外1名

## 被告第1準備書面

2007年6月27日

大阪地方裁判所第5民事部単4係 御中

被告兩名訴訟代理人

弁護士 井上二郎

弁護士 桜井健雄

弁護士 大川一夫

弁護士 永嶋靖久

弁護士 森博行

弁護士 丹羽雅雄

弁護士 養父知美

弁護士 金井塚康弘

弁護士 岸 上 英 二

弁護士 中 島 光 孝

弁護士 幸 長 裕 美

弁護士 奥 村 秀 二

弁護士 平 方 かおる

弁護士 大 橋 さゆり

弁護士 奥 山 泰 行

弁護士 定 岡 由紀子

弁護士 藤 木 達 郎

弁護士 井 上 健 策

弁護士 友 弘 克 幸

## 第1 総論

### 1 はじめに

本件は、訴外教育合同が組合員の停職処分（後には解雇攻撃）の撤回を求める労働争議において、配布したビラ及び運営するホームページに記載した表現内容が原告の名誉を毀損したから、被告らに損害賠償を請求するという事案である。原告は、弁護士であり、訴外教育合同が求めた団体交渉に対して、最終的には信愛女学院の代理人として団交を拒否した者である。従って、本件は、労働争議における団体行動権の行使が、争議の相手方である使用者の代理人の名誉を毀損したといえるかについて争うものである。

そこでまず、労働者及び労働組合の労働基本権、とりわけ団体行動権に対する法的保護の必要性が高いこと、これに対し、「基本的人権の擁護と社会的正義の実現」（弁護士職務基本規程第1条）を使命とする弁護士は、一定程度の批判活動を甘受すべき立場にあり、これに対する要保護性の程度は低いことについて述べる。

### 2 労働基本権に対する要保護性

(1) 労働基本権とは、団結権・団体交渉権・団体行動権の労働3権を指し、日本国憲法（以下「憲法」という）では28条に規定されている。その法的性質は、労使関係における私人間効力を認められた社会権的基本権である。

団結権とは、労働者が団結する自由を享受する権利である。従って、国家も使用者も労働者の団結を禁止・妨害することは許されない。

団体交渉権は、労働者及び労働団体が使用者に対して団体交渉を求める権利を保障したものである。使用者は団体交渉を正当な理由なしに拒否することはできない。

団体行動権は、争議権と解釈する説、争議権が中心にあるがそれ以外の団体行動権も含むとする説、争議権と組合活動権とする説があるが、憲法の規定からは争議権のみと考えることはできない。憲法で団体行動権が保障される効果として、争議行為及び組合活動について刑事・民事免責が認

められる。

- ( 2 ) 労働者の権利として労働基本権が生まれてきた背景には、人権の発展の歴史がある。

近代国民国家は、産業資本主義の発達とともに成長してきたが、資本主義は、市場経済のもとで取引をするための法的支柱として財産権（私的所有）と契約の自由を前提としている。資本主義的生産関係においては、資本家は労働者との間で、契約の自由に基づいた労働契約を締結する。労働者も契約の自由という自由権を行使する。資本家と労働者の取引は労働市場で行われる。従って、当然のことながら市場原理が働き、需給法則が貫徹する。その結果、相対的過剰人口＝産業予備軍が沈め石となって、労働者の労働条件は常に低位に置かれ、生存が脅かされることとなる。これを阻止するため登場したのが労働組合であり、幾多の試練を経てこれが法認められ、労働基本権保障へと発展していったのである。

- ( 3 ) 次に、労働基本権が他の社会的基本権と大きく相違する点は、その闘争的性格である。

すなわち、労働組合は、組合員である労働者の雇用・労働条件の維持・向上を図るため、対抗関係にある使用者に対し要求を突きつけ、争議を行うのであって、そのための武器となるのが労働基本権なのである。勿論、それらの権利行使は正当なものでなければならないが、しかし、正当性の基準は必ずしも明確ではない。本件においても、組合員の権利が危機に晒された局面における労働組合の情報宣伝活動（以下「情宣活動」という）が問題となっているが、その正当性を検討するにあたっては、団体行動権の闘争的性格を踏まえることが是非とも必要である。

- ( 4 ) これを裁判例でみると、ゴルフ場を経営する会社が運輸一般労働組合の情宣活動等により、名誉及び信用を侵害されたと主張して、同労組及び行為者である組合員に対し損害賠償を請求した事案において、御庁は次のように判示した（平成12年12月8日判決・乙7）。

「本件宣伝活動等は、いわゆる情宣活動と言われるものであり、組合活

動における表現活動の一つである。このような表現活動においては労使の激しい対立を背景に、時として使用者の名誉や信用を侵害する表現活動がなされることもあるが、労働組合の表現活動が組合の団結権保障の重要な要素であることに鑑みれば、労働組合による組合活動との関係では、使用者の名誉、信用等の利益も一定程度制約を受けることもやむを得ないところである。したがって、労働組合の組合活動としての表現行為によって使用者の名誉や信用が毀損された場合にあっては、当該表現活動において摘示されたり、その前提とされた事実が真実と証明された場合、あるいは真実と信じる相当の理由がある場合はもちろん、表現自体の相当性、表現活動の動機、態様、影響など一切の事情を考慮し、その結果、正当な組合活動として社会通念上許容された範囲内のものであると判断される場合には、行為の違法性を欠き、不法行為とならないというべきである。」

このように、市民的自由の行使である表現行為とは異なり、闘争局面にある労働基本権の行使としての情宣活動については、高度の要保護性が認められているのである。

### 3 弁護士の名誉・信用に対する要保護性

(1) 弁護士は、憲法上その存在が予定されており(同法77条1項)、その活動については、次のような法的規制が加えられている。

ア 基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とし(弁護士法1条1項)、これに基づき、誠実にその職務を行い、社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力しなければならない(同条2項)、法令及び法律実務に精通するほか、常に、深い教養の保持と高い品性の陶やに努めなければならない(同法2条)。また、職務の内外を問わず、その品位を失うべき非行があったときには、懲戒を受けなければならない(同法56条1項)。

イ 刑事事件の弁護人は原則として弁護士であることを要し(刑事訴訟法31条1項)、民事訴訟においても訴訟上の代理人は原則として弁護士でなければならない(民事訴訟法54条1項)、弁護士でない者が報酬を得る目的で、業として訴訟事件等の法律事務を取り扱ったときには刑罰を受ける(弁護士

法72条、77条)。

このように、弁護士は国法上重要な地位・役割を占めており、現実にも国民の権利救済・紛争解決にとり不可欠な存在であることに鑑みれば、弁護士の職務能力及び職務態度に関する事実は、国民にとって極めて関心の高い重大な事項といえることができる。

(2) この点に関する判例をみると、弁護士が名誉毀損を理由に雑誌社に対し損害賠償を求めた各事案において、裁判所は次のように判示している。

「・・・弁護士としての品位や倫理観、廉潔性の判断にかかわる行為については、これを広く社会一般の評価又は批判にさらすことが適切であり、そのような弁護士の行為は公共の利害に関する事実にあたる。」「被告が本件記事を掲載したのは、その記事内容からみて、弁護士としての品位や倫理観、廉潔性の判断にかかわるこれらの公共の利害に関する事実を報道することによって、広く社会一般の評価や批判にさらすことを目的としたものといえることができる。したがって、本件記事を掲載することには、専ら公益を図る目的があったと認められる。」(東京地裁平成16年6月2日判決・乙8)。

「・・・弁護士という極めて高い公益的立場にある原告としては、その反面、ある程度の批判的な事実報道をされることは甘受すべきであること、弁護士である原告が前記のとおり復讐といい得る行動をしていることも加味すれば、前記・・・認定の取材経過及び取材内容、これに基づく丙沢記者の認識、Mの再解任にいたる外形的事実に照らし、原告が教団に対し、Mからの伝言につき虚偽の内容を伝えていたと信じたことには相当の根拠があったものといえるべきである。」(東京地裁平成10年4月27日判決・乙9)

「・・・弁護士について、その職務上の活動が適切にまた誠実に遂行されているかどうか、・・・職務上の非行がないかどうか、職務上の非行を理由とする懲戒等がされたかどうか、職務遂行に当たり能力、意欲に欠ける点がないかどうかなど、一般国民が信頼に足る弁護士であるかどうかを

評価するために重要な判断材料となるべき事実は、公共の利害に関する事実といえることができる。また、右のような弁護士評価のために重要な判断材料となるべき事実を基礎とする意見、論評の表明も、公共の利害に関する事実に係るといえるべきである。」(東京地裁平成10年1月30日判決・乙10)

以上のとおり、弁護士はその活動に託された社会的使命の重要性に鑑み、社会一般からの評価・批判を甘受すべき地位にあるといえることができる。

## 第2 名誉毀損の不法行為の成立要件

- 1 一般的不法行為の成立要件は、故意又は過失によって(故意・過失)、他人の権利ないし法律上保護される利益を違法に侵害したこと(違法な権利侵害)、その行為時に責任能力が存したこと(責任能力)、その行為により損害が発生したこと(損害、因果関係)である。
- 2 本件のような名誉毀損事案の場合にも、これらの要件をみたさねば不法行為が成立しないことは当然である。すなわち、故意過失、責任能力、損害、因果関係、表現行為が権利侵害にあたること(人の社会的評価を低下させること)のほか、その権利侵害が違法性を備えていることが要求される。

特に本件のようにテレビ、ラジオ、週刊誌などマスメディアが関与していない非マスメディア型の事案においては、従前の経緯、背景事情、特殊な人間関係等を前提とした上で表現行為がなされるものであるから、その意味で一般社会に向けられた情報発信・意思表示というよりも、むしろ、特定の集団や限られた関係においてなされる社会生活上の営為の一環として捉えるべきである。

そこで、社会的に容認されるべき行為であるか否か、諸般の要素を総合的に考慮して違法な権利侵害といえるかが判断されねばならず、また、権利侵害及び違法性は請求原因事実であるから、原告において主張立証されねばならない。

### 第3 本件における権利侵害について

#### 1 権利侵害の存否の判断要素

##### (1) 表現内容

名誉毀損事件について、ある表現行為が被害者の権利を侵害したというためには、当該行為によって被害者の外部的名誉すなわち人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的な評価を侵害することが必要である（最高裁昭和61年6月11日判決、最高裁平成9年5月27日判決など）。

そして、民法上の不法行為において権利侵害が生じたというためには加害者の行為によって被害者の法益に現に侵害が生じたことを要するから、名誉毀損事件において権利侵害があったというためには、被害者が社会から受ける客観的な人格的評価（社会的評価）が現に低下したことが必要と解釈することがむしろ素直である。もっとも、個々の表現受領者が当該被害者の人格的評価を下げたかどうかを事後的に判断することは困難であるし、社会的評価というものの抽象性からすれば一人一人の個人が特定人に与える社会的評価を現実に具体的に把握することも困難である。そうすると、個々の表現受領者ではなく、表現内容そのものに着目し、その意味内容が人の人格的評価を低下させるものであるか否かを、抽象的・一般的な表現受領者を基準に判断せざるを得ない。この点、最高裁判例は、「報道内容が人の社会的評価を低下させるか否かについて、一般の読者の普通の注意と読み方とを基準として判断すべき」（最判平成15年10月16日など）としている。

##### (2) 表現の広がり

上記のような意味で他人の名誉を毀損し得る内容の表現が発信された場合に、直ちに権利侵害があったといえるかどうかであるが、これについては、権利侵害があったというためには、表現の公然性あるいは伝播可能性があるだけでは足りず、表現が現に一定範囲に流布したことを要するというべきである。なぜならば、公然性あるいは伝播可能性があれば足りると

いう見解は、刑法上の名誉毀損罪における「公然」の解釈に依拠していることは明らかであるところ、刑法上の名誉毀損罪は抽象的危険犯であるから、「公然」と人の人格的評価を低下させる内容の表現がなされさえすれば、他になんらの結果の発生を必要とせずに犯罪の成立が認められる。しかしながら、民事上の不法行為の主たる目的は被害者に対する司法的救済にある以上、司法的救済が必要というためには上述したように加害者の行為によって現に被害者の法益に侵害が生じたことを要するのであり、そのためには抽象的な伝播可能性では足りず、少なくとも現に一定範囲に流布したことを要するというべきであるからである。

### (3) 小括

要するに、名誉毀損事件における権利侵害行為というためには、表現の一般的な受け手の普通の注意と判断の仕方からして、当該表現が、人の人格的評価を低下させるような内容であること、その表現が現に一定範囲に流布したことが必要である。

## 2 本件表現行為は権利侵害行為といえるか

### (1) 表現内容からの検討

被告らの本件表現行為はいずれも上記の要件を具備しない、すなわち、団交拒否に関する一連の表現行為も裁判所における原告の発言に関する表現についても、原告の人格的評価を低下させるような内容ではない。

すでに答弁書で主張したとおり、訴外松島は、2006年11月2日、訴外信愛より30日間の停職の懲戒処分を受けたところ、同月29日、訴外教育合同は同処分の撤回と原職復帰を求めて訴外信愛に対し、同年12月4日の団体交渉を申し入れた。ところが、訴外信愛は、12月7日でなければ団体交渉に応じないとし、さらに団交時間及び出席人数を制限する条件をつきつけてきた。団交当日、訴外信愛の代理人と名乗った原告は委任事項白紙の委任状を被告山下らに示したり、組合側の出席人数が8名と訴外信愛の一方的な指定より3名多かったことをもって団体交渉を拒否するなどした。そこで、訴外教育合同は、翌12月8日、大阪府労働委員会

に不当労働行為救済申立（団体交渉拒否）を行った。一方、訴外松島は、同年12月5日、御庁に対し、停職処分取消を求める労働審判を申し立て、同月28日には、担任の地位保全仮処分命令の申し立てを行った。2007年1月19日、労働審判第1回期日が行われたが、訴外松島側から「懲戒処分受け入れ、同年4月からの担任復帰」の調停案を提案したところ、訴外信愛側は、「懲戒解雇」を主張しはじめた。

上記のとおり、本件表現行為は、労働争議のさ中にある労働組合が、自己の主張の正当性を訴えてその支持を求めるために行ったのもであり、このような背景事情を踏まえる限り、一般の表現受領者の普通の注意と読み方（解釈の仕方）とを基準として判断すれば、これを必ずしも額面どおりではなく、多分に割り引いて認識し理解するような事柄と解されるものであって、いずれも、使用者側の代理人である原告の社会的評価を低下させるような印象を与えるような内容ではないというべきである（東京高裁平成10年6月30日判決・医療法人直源会相模原南病院事件参照・乙11）。

## （2）表現の広がりからの検討

被告らの本件表現行為はいずれもこの要件も具備しない、すなわち、訴外教育合同及び被告山下が行った本件表現行為は、いずれも流布の範囲は限られており、被告らの行為によって現に原告の法益に侵害が生じたとはいえない。

まず、2007年1月12日及び同年2月3日のビラは、登校してくる訴外信愛関係者、すなわち、児童、生徒、教職員、保護者という極めて限られた範囲の者を対象としてまいたに過ぎず、これによって現に一定範囲に流布したとは到底いえない。

同年1月26日のビラであるが、配布した時刻は訴外信愛の生徒達の下校時間に合わせた午後4時ごろであった。場所は、京阪関目駅北側ロータリーといえども、甲10号証3枚目の写真からも明らかなように、通行人のほとんどは訴外信愛の児童、生徒、教職員であり、彼らを対象としてま

いたと言っても過言でないから、これによって現に一定範囲に流布したとは到底いえない。

また、同年1月31日のホームページへの上記ビラの掲載は、労働組合のホームページであるから、そもそも労働組合活動に興味、関心を持っている者、しかも、訴外教育合同は、労働組合運動の複数ある潮流の一つの潮流に沿う労働組合であるから、チェックする者も限られた特定の範囲の者であるといわざるを得ず、これによって現に一定範囲に流布したとはいえない。

### (3) 小括

以上、表現の内容及び広がりの中のいずれの要素からしても、本件表現行為によって原告の人格的名誉が侵害されたとはいえないと解すべきである。

## 第4 本件における違法性について

- 1 名誉毀損事案において、判例の多くは権利侵害の有無とは別個に違法性の検討を行うことなく、名誉毀損の成立阻却に関する被告の抗弁について論じているようである。これに対し、権利侵害の事実を認めつつも、それとは別個に違法性の有無を明示的に取り上げ、これを否定した裁判例も存在する(大阪地裁平成10年3月26日判決・乙12)

これらによると、違法性の判断基準は次のとおりである。

表現の内容(事実摘示の程度、真実性の程度等)

表現の態様・程度

表現の動機・目的、当該表現をするに至った経緯(表現者と表現の対象となった者の関係、従前のやりとり、表現の対象となった者の先行行為の有無等を含む)

そして、これらの諸点を考慮し、「不法行為を構成するだけの違法性を具備するかどうか」、すなわち、当該表現行為が社会的相当性を欠いているかどうかを検討しているのである。

- 2 これを本件についてみると、まず団交拒否に関する一連の表現については、

被告山下が原告に対し訴外信愛からの委任の有無を確認した際、原告が委任事項白地の訴訟委任状をしか示さず、しかも「裁判も団交も同じだ」とか、「訴訟事件の委任状で団交の代理人になれる」などと強弁し、そのうえで、交渉人数が訴外信愛側が一方的に定めた5名を超えていることだけを理由に、団交の開催を頑なに拒否したという事実関係に照らせば、その後の抗議行動として行われた各情宣活動が、上記各判断基準に諸点に照らし、社会的相当性の範囲を超えるとは到底いえない。

次に、裁判所における原告の発言に関する表現については、事実、訴外松島は労働審判委員会を通じて、「使用者側代理人は懲戒解雇にするとやっている」と聞かされ、やむなく自主退職の勧めに応じたのであり、このことを指して原告が「クビだ、クビだ！」と発言した旨の情宣活動を行ったものであり、表現方法に多少の相違があるにせよ、趣旨においては全く同一であるから、やはり上記各判断基準に諸点に照らし、社会的相当性の範囲を超えるとはいえない。

よって、原告の摘示する表現行為は、いずれも違法性がないというべきである。

## 第5 平成19年5月28日付求釈明（原告準備書面1）に対する回答

1、（1）につき、

同一である。

同一である。

原告主張のとおりである。

甲19号証のとおりである。

評価の問題であるので、釈明には及ばない。

訴外教育合同である。

以上